

汚染土壌のリスクマネジメントとリスクコミュニケーション 米国スーパーファンドプログラムにおけるリスクコミュニケーション促進のための諸制度を題材として

オフィス アイリス シニアコンサルタント 織 朱實

はじめに

米国の土壌汚染サイトの浄化についてのプログラムを規定しているのが、1980年に制定された「包括的環境対処・補償・責任法（Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980; CERCLA）」と、その1986年の改正法である「スーパーファンド修正および再授權法（Superfund Amendments and Reauthorization Act; SARA）」である（以下、両者をあわせてスーパーファンド法、スーパーファンド法で規定されている浄化プログラムをスーパーファンドプログラムとする）。

スーパーファンド法は、米国内の汚染土壌浄化を迅速に促進するための法的枠組みを定めているが、実際には巨額な浄化資金が投入されているにもかかわらず、浄化があまり進んでいない点について多くの批判がなされている¹。そうした批判に対応しより効率の良い汚染土壌リスクマネジメントを実施するために、環境保護庁（EPA）は様々な取り組みを実施してきている。その一つが、スーパーファンドプログラムにおける市民参加の拡大である²。スーパーファンドプログラムにはさまざまな課題があるが³、環境リスクマネジメントにおける市民参加を実質あらしめるための制度構築という観点からは、学ぶことは多い。

以下では、わが国の汚染土壌リスクマネジメントにおけるリスクコミュニケーション促進させるうえでも、参考となりうるこれらの諸制度の背景、概要、意義を検討していくこととする。

1. 背景

1.1 スーパーファンドプログラムにおける市民参加制度導入の背景

1980年のCERCLA制定当時は、法制度構築の主眼は汚染土壌の迅速な浄化におかれており、サイト選定や浄化プロセスにおける市民参加については全く考慮されていなかった。しかし、土壌汚染による影響を直接受けるのは地域の住民であり、浄化プログラムを効率的にすすめるためには、住民の参加手続きをスーパーファンドプログラムの中に取り入れることが重要であるとの認識が、環境施策全般への市民参加の拡大の要請とともにEPAの

¹ D. Mazmanian and D. Morel(1992) *Beyond Superfailure America's Toxics Policy for the 1990s.* pp.57~73

² EPA "Intoroduction to Superfund Community Involvement"

³ John. A. Hird(1993) *Superfund : The Political Economy of Environmental Risk.* Johns Hopkins University Press, pp.219

なかでも高まってきた⁴。1984年にはスーパーファンドプログラムに市民参加規定がないことを問題視した環境保護基金（Environmental Defence fund）とニュージャージー州が、EPAに対して市民参加制度導入を求めて訴訟を提起し、行政機関はそのための制度を導入すること⁵との判決を得た。これらを背景として、1986年のSARAに市民参加の規定が導入され、あわせて関連規則が公布された⁶。

この結果、浄化の各プロセスにおいて住民は情報を提供され、意見を表明する機会が制度的に与えられることとなった。具体的にはサイト選定作業に関して住民に周知するためEPAが実施すべき事柄が明記され、たとえば、恒久措置決定（ROD）に先立ち恒久措置の計画書とその実施主体、計画の分析結果および代替案などを地元紙に掲載して住民に公表しなければならないこと、恒久措置プロセスに関する主要文書の公的な閲覧場所を地域に設けること、恒久措置を選択するための説明会を開催すること、口頭や文書によるコメントの募集とそれに対する回答を行うことなどが規定された。また、117条により技術的援助に関する諸制度も導入された。さらに、市民訴訟の規定が設けられた⁷。

このように各種市民参加の規定が導入されることとなったが、一方で、これの規定はEPAからの一方的な情報提供という域を超えたものでないとの批判もあり、後述するようにより市民参加を実質的なものとする行政的な取り組みが継続して行われることとなった。

1.2 米国の環境施策における市民参加制度拡大の動向

SARAの改正の背景には、米国の環境施策全般における市民参加拡大の要請の増加があった。米国においては、1979年にはすでに環境政策および手続きにおける市民参加の重要性が認識されていた。これらの背景には、環境面の正義（Environmental Justice）の動きもあるが、この動きを具体化するものとしてEPAの「市民参加政策（Policy on Public Participation）」がある。

1980年4月、EPAは「市民参加政策」に関する最初の提示を行ない、様々な利害団体、個人およびメディアの意見を積極的に収集した。その結果が1981年1月、「市民参加政策」⁸として発表され、あわせて資源保護回復法（Resource Conservation and Recovery Act：RCRA）、水質汚濁防止法（Clean Water Act：CWA）、飲料水安全法（Safe Drinking Water Act：SDWA）等の各法における市民参加規定の拡大を求めた40 CFRパート25規則が公布された。EPAと州および地方自治体は、様々なレベルでパート25規則の趣旨を反映した施策を実施してきたが、1981年の市民参加政策自体は、発表当初から1999年に至るまであま

⁴ John S. Applegate(1998) "Beyond The Usual Suspects : The Use Of Citizens Advisory Boards In Environmental Decisionmaking". Indiana Law Journal 903, pp.911

⁵ Environmental Defence fund, Inc.v.EPA, No.82 - 2234, et.al. (D.C.cir.1984) ; New Jersey v. Environmental Protection Agency, No.82 - 2234(D.C.Cir.1982)

⁶ 40 CFR § 300.67,50fed. Reg. 47912(1985年11月20日)

⁷ 42. U.S.C. § 9659(a)

⁸ 46 FRp. 5736, (1981年1月19日)

り重要視されなかった。1999年10月、EPAは市民参加の重要性から環境施策全般における市民参加をより実質的なものとするため、1981年の市民参加政策とパート25規則の見直しを含めた新たな戦略的枠組みの策定を提案した⁹。

2. 市民参加とリスクコミュニケーション

このように米国では、環境施策における市民参加のための制度の重要性が早くから認識されていたが、環境施策（特に環境リスクマネジメント施策）における市民参加の意義は、以下の2つに整理できると考える。

まず、民主主義社会においてリスクの影響を受ける利害関係者がリスクをどのようにマネジメントするか意思決定に参加することは当然の要請であり、市民参加が確保されて、はじめて自立した市民としての責任も果たするという観点からの意義である¹⁰。こうした民主主義的な要請に加えて、環境リスクマネジメントの意思決定の早期の段階から市民が参加することにより、さまざまな価値観や関心が表明され、問題点が整理され、また、意思決定のために必要な理解が深まり、意思決定の基礎となる知見の改善にもつながる。また、意思決定プロセスに参加することにより、選択されるリスクマネジメント手法も、市民に受け入れられやすく実行可能性の高いものとなることが期待されるなど、リスクマネジメントを合理的なものとする意義がある。

このような意義を有するリスクマネジメントにおける市民参加を実質あらしめるためには、参加のための制度構築と同時に、情報に関しても、リスク情報の量の確保だけでなく質の確保が必要となってくる。環境情報のなかでも、とくにリスクに関する情報は科学的・技術的知識が必要とされることや確率の理解が困難であること、何がリスクであるかそれがどのようなリスクであるかを一義的に明確にするのは困難であること、という特性を有している。そのために、リスク情報の提供には特別のリスクコミュニケーションとしての考慮が必要となる。たとえば、データを理解してもらうための説明を加えるだけでなく、データが提供される情報全体の文脈の中でどのような意味を有しているのか（コンテキスト、背景の説明）、情報発信者は数字を用いて何がしたいのかということが市民に理解されてはじめて、質の高い環境情報が提供されたといえる。さらに加えて、当事者が十分に互いを理解しながら議論するための場や制度が確保されなければならない。SARAを契機として展開されているスーパーファンド法の市民参加の諸制度は、リスクコミュニケーションを促進するための制度としての側面も有している。以下で、その概要を紹介する。

⁹ EPA Public Participation policy Review Workgroup. *Engaging the American People, A Review of EPA's Public Participation Policy and Regulations with Recommendations for Action* (2000.Dec), EPA 240 - R - 00 - 005

¹⁰ たとえば、北村喜宣『自治体環境管理と市民の役割』82頁「環境利益の享受団体である市民は、決定にあたってなんらかのコミットメントをする必要がある」としている。

3. スーパーファンドプログラムにおける市民参加制度

3.1 技術支援助成金 (Technical Assistance Grants、TAG)

技術支援助成金 (TAG) は、SARA で新たに CERCLA の第 117 条 (e)「技術支援に対する助成金」に組み込まれた制度である¹¹。住民がスーパーファンドプログラムに参加し、適切な浄化を実施するための意思決定を行ううえで障害になっているのは、専門的知識の不足と行政に対する不信感である。出された資料やデータが専門的であるためそれを理解しそのうえで判断することが困難であるのに加えて、スーパーファンドプログラムを実施する事業者として都合の良いデータしか出していないのではないかと、本当に住民をパートナーとして認めていないのではないかなど不信感がコミュニケーションを阻害していると考えられた。こうした不信感を乗り越えてコミュニケーションを行うためには、技術的な問題について行政や事業者の代わりに判断を下してくれる専門家が市民にとって必要であり、そのための資金を提供するのが TAG である。1 サイト当たり 5 万ドルまでの初期助成金が支給される。

このほかにも、スーパーファンドプログラム技術的支援として技術的情報提供支援サービス (Technical Outreach Services for Communities; TOSC) がある¹²。TOSC は SARA の 311 条(d)¹³による 5 つの有害物質研究センター (Hazardous Substances Research Center; HSRC) によって、1994 年から実施されているプログラムである¹⁴。TOSC は、大学の研究室内に設置された教員・研究者から成る専門家チームが EPA との契約に基づき補助金を受け、スーパーファンドサイトの住民グループに無償で技術的知識などのアドバイスを提供する。サンプリング、リスクアセスメントや修復計画の検証などの技術的支援だけでなく、ワークショップの開催による学習機会の提供、住民がブラウンフィールド再開発に参加できるようにするためのトレーニング機会の提供も行う。また、TAG の対象は NPL (全国浄化優先順位表) 掲載サイトに限定されているが、TOSC は NPL サイトに掲載されない比較的小規模な汚染サイトへの技術支援も行うことができる。

3.2 市民諮問グループ (Community Advisory Group ; CAG)

市民諮問グループ (CAG) は、スーパーファンド行政改革 (Superfund Administrative Reforms) の一環として 1993 年から EPA が取り組んでいる市民参加に関する行政施策の 1 つである。TAG・TOSC が環境情報提供を実質的なものとするために情報の質を確保するための制度であるとする、CAG は市民参加を確保するための制度であると分類できる。CAG は、さまざまな住民の利益の代表者で構成され、その代表者らがその要求や関心を提示し話し

¹¹ "What is a TAG?" <http://www.epa.gov/superfund/tools/tag/whatis.htm>

¹² 砂川知秀・岡崎康雄・田中健司 (2001)「環境リスク・リスクコミュニケーションの事例研究(その1)」安田総研クォーターリー35巻

¹³ 42 U.S.C. § 9660(d)

¹⁴ RCRA, Superfund & EPCRA Hotline Training Module, Introduction to ; Superfund Community Involvement, EPA540 - R - 98 - 027(1998) pp.97

合う公共の場を提供するものである。

CAG は、EPA 固形廃棄物および緊急時対応環境公正特別委員会 (EPA Office of Solid Waste and Emergency Response Environment Justice Task Force)¹⁵ の 1994 年 4 月報告書で、サイトの協議会を設立することへの勧告を受けて行われているものである¹⁶。こうしたことから、CAG は多様な参加の中でも「環境面での正義」の観点から、地域社会メンバーのなかでもとくに低所得者層とマイノリティを、スーパーファンドサイトの意思決定プロセスへの参加を容易にする有効なメカニズムとすることを主眼としている。このような話し合いが行われることによって、地域の意向を考慮した意思決定が可能となる点に CAG の意義がある。EPA、州および地方自治体、地元の大学その他の団体が、資料の配布や会合の設定などにおいて CAG の運営をサポートしている¹⁷。

CAG の設置にあたって、EPA のコーディネータが CAG の目的と入会資格、CAG への参加機会について地域社会に情報を提供し、地域住民に啓発する CAG インフォメーション会議を開催する。この会議の開催は、新聞やラジオ、ケーブルテレビなどによって市民に広く知らされ、このインフォメーション会議開催の 6 ヶ月以内に CAG が運営されるように、CAG のメンバーや議題が選定される。

3.3 市民参加計画 (Community Relations Plan;CRP) の概要

スーパーファンドプログラムでは、120 日以上にわたる除去措置および修復措置については EPA による市民参加計画 (CRP) の策定が必要とされている¹⁸。CRP は、上記の具体的な制度をどのように当該サイトで活用するかも含めた、サイトごとの市民参加のための EPA の戦略を具体化したもので、住民にスーパーファンドプロセスにかかわる情報と意思決定への参加の機会を適切に与えるための計画である。

CRP では、EPA が当該サイトの NPL に掲載される理由 (歴史的、地理的、技術的詳細) を明らかにする。そのあとに地域の特性 (経済的、政治的構造や主要コミュニティの詳細、過去における地域活動の年表的詳細、判明している地域の関心) をインタビューなどの手法を用いて明らかにする。この明らかになった地域の背景をもとに、CRP において利用されるための資料や、市民参加活動において重要な役割を演じるであろう個人や団体、市民参加に積極的な地域などの地域特性を考慮し、直接的、論理的に市民参加方式の具体的方向性が定められる¹⁹。そして、スーパーファンドの浄化プロセスにしたがって、市民参加の具体的方向性とテクニックツール一覧から用いるテクニックとタイミングを決めていく²⁰。

¹⁵ U.S.EPA, Office of Emergency and Remedial Response. *Guidance for Community Advisory Groups at Superfund Sites*, OSWER Directive 9230. 0 - 28 (1999.12.), p.1

¹⁶ OSWER Environmental Justice Task Force. *Draft Final Report* (EPA 540 - R - 94 - 004)

¹⁷ "Community Advisory Groups (CAGs) at Superfund Site - Quick Reference Fact Sheet"
<http://www.epa.gov/superfund/tools/cag/resource/quickeng.htm>

¹⁸ 40 C.F.R. § 300.415 (n)(3)(ii), (4)(i), 40 C.F.R.300.430 (c)(2)(ii)(A - C)

¹⁹ EPA. *Community Relations Handbook*. P.25

²⁰ ib. (640) EPA. *Community Relations Handbook*. P.15

この方針に従った、具体的な CRP の例を表 1 に示す。

表 1 具体的な CRP の概略

． 概要	地域における問題の概説や、プログラムを実施する理由、その大まかな内容について説明
． CR プランの目標	プログラムの達成目標の明示とその理由を示す
． 状況分析	プログラム実施の理由とその背景状況の説明
A. 施設、サイト、事業の説明	環境問題の焦点となる施設、サイト、事業の説明。施設やサイト、事業のこれまでの歴史や CR 活動について触れる
B. 地域の概要	コミュニティの動態、地理、歴史、そのほか態度や意見に影響を及ぼしうる事柄や、地域におけるステークホルダーの位置づけ
C. 施設、サイト、事業に関する問題	施設やサイト、事業に影響される環境やその他の問題の概要の詳細と、CR プログラム実施の理由
D. 情報開示や市民参加のために予定されている活動	住民が興味を示すと思われる施設拡張や採掘事業といった予定のリスト
． ステークホルダーの概要	ステークホルダーの目的や活動方針、理解の程度、関心領域などの詳細な情報
． CR プラン	CR プログラムの詳細な説明。予定表やリソース・リストなども含む
A. 活動、伝達手段、連絡経路	活動の内容やコミュニケーションの媒体、経路、主要なメッセージ、各活動がターゲットとするステークホルダーの説明など
B. CR プログラム計画表	イベントや情報の準備・提供の順序や具体的な日付
C. 必要な資材と予算	リソース・リスト

(Carol J. Forrest and Renee Hix Mays(1997) “The practical guide to environmental community relations”, p.168 ~ 170.)

4 . 具体的な事例：米国ブリオ・リファイニング社の土壌浄化対策

より TAG (技術支援助成金) や CAG (市民諮問グループ) の機能を理解するために、具体的な適用事例をみていく。なお、本事例は EPA のケーススタディ²¹をベースにヒアリング

²¹ Community Involvement and Outreach Center, Office of Emergency and Remedial Response, U.S. EPA. Case Study : Community Advisory Group Brio Refining, Inc., Harris County, Texas Community Advisory Groups Partners in Decisions at Hazardous Waste Sites Case Studies, Winter 1996

で入手した情報に個人的分析を追加したものである。

4.1 概要

ブリオ社は、米国テキサス州ヒューストン郊外のフレンズウッド市から北 3.2km のハリス郡にあり、現在はジェット燃料生産のための原油トッピングユニットを製造している。1969 年までは主に銅触媒の再生とスチレンタールおよび蒸留装置に沈殿した塩化ビニルから石油化学製品をリサイクルしていたが、その際に廃棄物を素掘り穴 23 か所に保管した。1970 年代にこれらの簡易埋め立て処分場は閉鎖され、廃棄物は粘土と混合し埋め立てられたが、このサイトから土壌汚染・水質汚濁が発生した。汚染範囲は 50～70 万 yd³ で、地下水からは高レベルの揮発性有機化合物などが検出された。1989 年には NPL に記載されるほど汚染が悪化していた。

汚染土壌周辺の状況は工場から半径 1.6km 以内に住民約 5000 人が暮らし、半径 800m 以内に住宅や事務所、病院と学校が各 1 か所あり、1970 年代から埋立地の悪臭に苦情があがっていた。争点となったのはブリオ社などによる浄化措置として焼却処理を選択することの妥当性、健康被害への懸念、西端の小河川の汚染対策や地下水汚染の危険性、不動産価値下落の懸念などであった。当初は、EPA と PRP (Potential Responsible Parties ; 潜在的責任当事者) 作業部会が要請し、「市長による地域リーダー会合」が開催され、ここで地域住民とブリオ社が協議を行っていた。しかし、焼却炉建設計画に対して、企業への住民の不信感がついて交渉は決裂した。その後、EPA・オンブズマンの仲介によって CAG が結成され、CAG は TAG を利用して技術顧問を採用した。その結果、科学的で冷静な交渉が進められ、全面解決に向かったとされている。

4.2 CAG 結成とサポート体制

膠着状態を打開し、住民参加によって協議を民主的に進めるため、EPA が働きかけて、CAG が結成されたのが 1994 年 8 月である。第 2 回会合でまとめた使命記述書 (Mission Statement) には、「ブリオ社のスーパーファンド法指定地の恒久措置によって、地域住民の健康と環境を守ることを目的とする。また、重点的実行可能性調査 (Focused Feasibility Study) の実施に向けた情報を地域に提供すること」とする活動目的が明記された。

CAG 共同議長は地域リーダーとフレンズウッド元市長の 2 人が務めたが、意見が異なる共同議長の存在によって、すべての課題を両面から検討するよう工夫された。構成メンバーには広範な利害関係者 13 人が指名された。メンバーの多くは CAG 結成前からブリオ社問題に関与していた。また、健康被害状況を環境有害物質・特定疾病対策庁 (ATSDR) に告発し、敵対していた住民数人もメンバーとなった。さらに、テキサス自然資源保護委員会 (TNRCC) の一部メンバーも CAG 会議に出席した。

会議は公開性を原則としていたが、約 10% が非公開とされた。EPA が積極的に CAG に関わり、包括的でバランスがとれた運営を求める要望があったため、EPA の地域参加コー

ディネーター(CIC)が毎回出席した。EPA はプリオ社内に現地オフィスを設置し、現地事務所の費用負担と EPA 契約職員の使用を認めた。

4.3 TAG 活用の効果

CAG は TAG を利用して技術顧問を設置したが、これが CAG 成功に貢献したといわれる。技術顧問のアドバイスによって、科学的知識に裏づけされた発言や決定が行われ、EPA と PRP (潜在的責任当事者) に対する CAG コメントの信頼性を高めた。一方、浄化措置の代替案に関する討議や交渉結果は、技術顧問の設置後に見直しが必要となった。早い段階に技術顧問を設置すべきだったという反省点も指摘された。

4.4 CAG の有効性²²

CAG は、当初多くの分野で意見対立し、先行き不安が指摘された。しかし、回を追うごとにメンバーの相互協力意識が高まり、一定方向の結論が導き出されていった。技術顧問がファシリテータの役割を果たした事例とされている。PRP 作業部会は早い段階で CAG 会議に出席したが、中盤以降は CAG と PRP の代表が非公式会議を数回行った程度だった。しかし、浄化措置の改善案を含めて、地域住民の要望がほぼすべてプリオ社側に受け入れられた。

²² Susan L. Santos, Vincent T. Covello, and David B. McCallum(1996) "Industry Response to SARA Title : Pollution Prevention, Risk Reduction, and Risk Communication". Risk Analysis, Vol.16, No.1, Society for Risk Analysis

4.5 考 察

ブリオ社の事例では、CAG 活動が事業者と住民とのコミュニケーションを促進する手法としてうまく機能した。このようにうまく機能した背景には、表3のようにCAG 自体の活動の成功もあるが、同時に同表のようにEPA がどのように関与するかも重要であった。また、TAG 利用による技術顧問設置の効果は大きかった。このようなCAG は、とくに住民や利害関係者が多様な比較的規模の大きなサイトに適していると考えられる。また、CAG 結成は早期が望ましいが、地域住民の関心が低い段階では効果がなく、住民の関心の成熟度がポイントとなるといえよう。

表2 ブリオ社問題におけるCAGの有効性

プラス面	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民がEPAに対して要望を出すためにはCAGが有効な方法で、EPAとの関係がこれにより改善した。また、地域住民が汚染地区における浄化対策の決定に大きな影響力をもてたことはおおむね成功だった ・EPAは、最終的な浄化措置には未合意だが、CAGは成功したと判断 ・ブリオ社は、CAGが交渉の場となり、ガイダンス基準をほぼ満たしたと評価
マイナス面	<ul style="list-style-type: none"> ・CAGとPRPの対立によって浄化措置の選択プロセスが遅れた ・CAG側、EPA側双方がコミュニケーションにもっと関心を払うべきだった

表3 コミュニケーション成功の秘訣

成功の秘訣	項目
EPA (環境保護庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・CAGに地域のあらゆる層の人びとを関与させる努力を行った ・地域住民を教育し、情報を継続的に伝える努力を行った ・EPAも独自に州や地元の機関とひんぱんに協働を行った ・EPAはCAG側に立ち、基本的に地域の見方をするという姿勢であった
CAG (地域諮問グループ)	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化措置を決定することは地域住民の将来にかかわるため、交渉ではつねに懐疑的で慎重になるべきという認識をCAGが有していた ・ブリオ社や行政担当者とは正面衝突しながら問題を解決する勇気が必要という立場であった ・優秀な技術顧問を設置して信頼感を高める努力を行った ・EPAが交渉プロセスを指導教育するという背景があった ・EPAがアドバイザーとして、地域住民の要請があれば支援できるような基盤整備があった ・優れたリーダーとCAGメンバーの献身的

おわりに

今までみてきたように、スーパーファンドプログラムにおける市民参加プログラムの基本的形態は、具体的には CRP（市民参加計画）にもとづき、CAG の設置を奨励し、TAG・TOSC（技術的情報提供支援サービス）制度による技術支援を住民に提供しながら、浄化プロセスにおける住民参加を実質あらしめようというものである。質が高い情報とは、住民がコミュニケーションを行うための前提となりうる情報（理解しやすい、意思決定の前提となる、住民が必要としている情報）でなければならない。TAG と TOSC は、技術的な問題について十分な譲歩や知識を有さない住民をサポートすることによって、与えられた情報を質の高いものとするものである。また、CAG は情報を受け取るだけでなく、その情報をベースとしながら意思決定に参加するための参加の機会を提供する制度であるといえよう。

留意しなければならないのは、紙面の都合でふれることができなかつたが、これらの市民参加の拡大施策がスーパーファンドプログラムへの州の関与の拡大と並行して行われたことである。スーパーファンドプログラムは基本的に連邦プログラムであるが、地域の環境リスクマネジメントの観点から州の役割が増大すれば、それにより市民参加がより実質的になることが期待できる。汚染による影響を受ける住民が浄化プロセスに参加することで、より適切で合理的な、また住民にとって受け入れられやすい浄化手法が選択される。このような住民参加を実質あらしめるためには、住民と密接な関係を有している州（自治体）が浄化プロセスに関与することが重要になってくるのである。こうした EPA の市民参加プログラム、州の関与の拡大が実際の浄化にどの程度の効果があったかは不明であるが、EPA は “Superfund 20 years Progress” のなかで、市民参加プログラムがうまくいき、その結果、浄化がうまくいったサイトの例を 2 つあげており、具体的な数字はないがこうした取り組みは米国の環境施策の流れにも沿うものであると評価しているようである。

しかし、このようにリスクマネジメントを適切に行うためにリスクコミュニケーションのための制度を構築することは、コストがかかることも指摘されている²³。一方で、住民参加を実質あらしめるためのリスクコミュニケーションを実施することにより、住民の汚染土壌サイトへの関心が高まり、浄化費用へのコスト意識がめばえ、結果としてより合理的なコストとなる手法が選択されるであろうという指摘もある²⁴。リスクコミュニケーションの制度構築にどれくらいコストをかけるべきなのかは、別の角度からも考察しなければならぬテーマであろう。

²³ John S. Applegate(1998) “Beyond the Usual Suspects : The Use of Citizens Advisory Boards in Environmental Decisionmaking”. 73 *Indiana Law Journal*, 903

²⁴ ib. Hird, Superfund, pp.219

参考文献

(スーパーファンド法についての参考文献は多数あるが、代表的な邦文文献として以下をあげる)

加藤一郎・森嶋昭夫・大塚 直・柳 憲一郎監修・安田火災海上火災保険(株)安田総合研究所編(1996) 土壌汚染と企業の責任．有斐閣，東京．

大塚 直(1995) 米国のスーパーファンド法の現状とわが国への示唆．NBL No.562，No.563，No.568，No.569

織 朱實(1995) 米国スーパーファンド法の問題分析と1994年改正法案の検討．月刊用地，4月号．

小澤 隆(1999) 米国スーパーファンド法．外国の立法，No.204，99～231

東京海上火災保険(株)編(1992) 環境リスクと環境法．有斐閣，東京．